

## 予定価格の設定について

本県では、資材単価、労務単価等の積算資料を公表していることから、受注者側では設計金額の積算が可能となっており、事故防止と適正な競争環境の確保を図ることを目的として、各入札執行権者の判断により設計金額を調整して予定価格を設定しています。

平成26年6月4日に、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第56号(以下、「改正品確法」という。))が公布・施行されました。改正品確法第7条では、公共工事を施工する者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保することができるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることが、発注者の責務として明確化されました。

そこで、改正品確法及び改正品確法運用指針の趣旨を遵守するとともに、平成27年度から工事における最低制限価格の上限率を撤廃する意義を踏まえ、平成27年4月1日以降に公告を行う工事及び工事系委託案件の予定価格の設定については、「設計金額」若しくは「設計金額から端数処理程度の極めて小額を差し引いた額」とします。

問合せ先

神奈川県県土整備局 事業管理部 県土整備経理課  
入札制度グループ 045-210-6092